# 财政立憲主義と福祉国家

塩 津 徹

目次はじめに

- (一) 財政立憲主義の意義
- (二) 福祉国家と財政
- (三) 国民主権と財政、社会福祉 総 括

### はじめに

わが国の国家財政は莫大な国債の発行残高を見ても破綻の危機にあることは 否定できない。にもかかわらず歴代政府は国民の反発を恐れ、税負担ではなく 国債という借金によって長い間、財政をまかなってきた。その結果、世界の先 進国には例を見ないほどの「借金大国」としての姿を露呈してきた。更にこの 国家の莫大な借金の問題に加えて貧困化、「格差社会」の問題が深刻化している。

日本国憲法は25条以下で生存権等の社会権を規定していることから憲法には明記されていないが福祉国家を目指すことは国家的コンセンサスとなっている。最高裁も「憲法は全体として、福祉国家的理想のもとに」生存権、勤労権を保障し、経済的劣位にある人々に適切な保護政策を要請している、とする。しかし、今や国家財政の逼迫化とともに社会保障にも支出削減のメスが入れられようとしているのである。

日本国憲法では財政に関して国会の決定、法律に基づくとされている。収入 に限定していえば課税、国債の発行等が、また、支出に関しても内閣提出の予 算案は国会の承認を受けるとされている。要するに財政に関しては国会の議決、 法律に依拠するわけであり、これを一般に「財政民主主義」と呼んでいる。し かし、このような憲法の規定は財政運営の民主的、手続き的規定にとどまり、 憲法における福祉国家、人権保障等の実体的内容との関連が不明確である。

日本国憲法の「財政民主主義」の規定自体は明治憲法における財政の統制に 比較すれば国民主権を具現化するものとして歴史的に評価に値する。しかし、 財政に関して国会、法律に委ねることは全面的に政治過程に依拠することでも あり、憲法の理念内容の実現において問題がないわけではない。そこで大石真 や佐藤幸治は「財政民主主義」を制約するものとして「財政立憲主義」の言葉 を使用している。

その意図は財政の統制を国会に全面的に委ねるのではなく、内容的に憲法上の枠を設定することである。大石は「財政立憲主義」は「財政民主主義」とは一応区別されるべきものであり、「財政民主主義への憲法的制約」としている。また、佐藤幸治も「憲法が国会の財政処理のあり方にも一定の憲法的統制を加えていることに注目し、そうした面も含めて財政立憲主義と観念することにする」と述べている。

本稿では日本国憲法におけるこのような意味での「財政立憲主義」の意義を 改めて確認するとともに財政一般の憲法的統制だけでなく主として福祉国家の 確立、展開のためにはいかなる財政のありかたが望ましいのかを中心に考察す る。そのために税制、財政支出、格差社会の現状等の分析を行い、福祉国家に おける財政の統制に関して手続き的に国会、法律にのみ依拠するのではなく内 容面において憲法的統制がどこまで可能なのかの検討を試みる。

# (一) 財政立憲主義の意義

### ①明治憲法における財政の統制

明治憲法では「会計」の章を設けて財政の憲法的統制を図っていた。たとえば、62条は租税法律主義を規定し、64条は予算に関して国会の協賛を必要とするとしている。このように明治憲法における財政の憲法的統制の意義は手続き上、一定の領域に対して国会の統制を認めたことにある。しかし、他方で67条では「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出」などは政府の同意なしに議会は廃除、削減はできない、とするなど国会の権限はかなり制約されていた。

更に71条では国会で予算が成立しない場合は政府が前年度予算を執行できるなど国会の財政に関する権限の制約があり、逆に政府の権限を大きく認めていた。そもそも明治憲法は天皇主権を基盤としながら西欧の近代立憲主義を導入しようとする両面性があり、財政に限らず憲法全体を貫く基調であった。それゆえに財政に対する憲法的統制は限られた領域での国会による手続き的統制にとどまったのである。

また、明治憲法の財政に関する章のタイトルは「会計」であった。推測の域を出ないが、「会計」とすれば、単に国家の「カネ」の出し入れという語感的要素が強まる。もちろん、62条、64条で国会の政治的決定を認めているのであるから単なる「カネ」の出し入れに終わらず政治的決定を含む意味で今日の「財政」の意味で使われたかもしれない。しかし、明治憲法の財政の統制の限界を考える上で「会計」の言葉の意味は改めて検証されなければならない。

そして、明治憲法の財政に関しては根本的問題を取り上げる必要がある。それは明治憲法の公式解説書ともいえる伊藤博文の『憲法義解』における国民の納税義務に関する説明である。そこではフランスの「民約の主義」、すなわち、国民主権を基盤とする社会契約論が批判され、税金は国民の承諾に起因するものではなく、また、国民の要望に応じて政府が行う行為に対する「報酬」でもないとしている。

そして、『憲法義解』は税制に関してわが国の古代の租庸調の制度から説明し「租税の法律上の理由は臣民の純然たる義務に在り」と説き、税は国民の一方的な義務である、と断言しているがこの事はその後、国民に「税はお上によって取られるもの」という「租税抵抗」の意識を根付かせるものであった。しかし、国民主権の今日では、そのような意識は変化を迫られており、税金だけでなく財政一般に関して『憲法義解』が否定した社会契約論的な視点から国民による憲法的統制を考えるべきである。

# ②日本国憲法における財政の統制

日本国憲法では国民主権が確立し、財政に関する憲法的統制も大きく変化し、明治憲法の限界は大きく取り払われた。憲法の財政に関する章のタイトルも「財政」に改められ、83条は「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、

これを行使しなければならない」として「財政民主主義」を明らかにし、84条では「租税法律主義」が確認されている。その他、明治憲法下の「皇室自律主義」を排し、88条では皇室の財産は国に属するとし、皇室の費用は予算に計上して国会の議決を経なければならないとしている。

ただ、「財政民主主義」といい、「租税法律主義」といってもその基調にあるのは国会の決定であり、法律である。確かに君主(天皇)主権から国民主権への変更によって財政に関して天皇、政府による国会に対する制約はなくなった。とはいえ、国民主権はそのまま「国会主権」ではないのは当然であり、憲法の最高法規性からすれば財政内容に対する憲法的統制はありうるはずである。

しかし、実際には財政内容に対する憲法的統制は緩く国会の裁量に委ねられている部分が多い。憲法学においてもこれまで「財政民主主義」、「租税法律主義」を確立することで「了」とする傾向が見られた。また、多くの最高裁の判例においてもこの問題は直接、憲法の領域に関わることではなく、立法裁量の問題であり、民主主義、政治の領域の問題であるとされてきたのである。

たとえば、給与所得者に対する課税のあり方が争われた「大島訴訟」で最高 裁は「課税要件等を定めるについては、極めて専門技術的な判断を必要とする ことも明らかである。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会 経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府 の政策的、技術的判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量 的判断を尊重せざるを得ない」と広く立法裁量を認めている。

これに対して大石真や佐藤幸治が「財政民主主義」とは区別された「財政立憲主義」を強調している点が注目されるのである。たとえば、大石は「財政民主主義も、しかし、絶対的な原則ではない。憲法は国会中心の財政処理のあり方に対して制約を設けている」と指摘する。そして、憲法上の制約として具体的に「権利保障その他の関係」と「公金支出・公的財産供用の禁止」の二点をあげている。

まず、後者に関していえば、憲法89条の前段は政教分離原則に基づき宗教団体への公金等の支出を、後段は公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に対する公金等の支出を禁じている。89条の前段、後段の解釈については議論の分かれるところであるが、これらの問題を大石が「財政民主主義」と区別して

財政内容の憲法的統制の問題として改めて取り上げたことに意味がある。

次に前者についてであるが、大石は平等原則、適正手続の保障などの憲法の 人権規定が税制などの一定の領域に統制が及ぶとしている。ただ、この人権保 障に由来する憲法的統制が税という財政収入に限定されるものなのか、それと も財政支出にまで及ぶべきものなのか、具体的な帰結は明らかではないが財政 に関しては憲法上の制約がありうることを示唆していることが注目される。

また、税法学において三木義一は憲法の平等原則を税法一般に、憲法の生存権の理念を所得税の法制に反映させるべきであるとする。そして、「税制を憲法の理念にふさわしいものにしていくためには、課税面だけでなく、使途面にもチェックが必要である」と指摘する。ただ、財政に関する憲法的統制が直接的に明示されている89条はともかく生存権のような抽象的規定がどこまで国家財政の内容に関して具体的に統制できるかは容易ではない。

#### ③国家財政の現状

国家財政の憲法的統制を考えるためには現状について把握しておくことが必要である。まず、第一に、国家財政の収入面からいえば国債の占める割合は過度に大きいといわざるを得ない。国家財政は本来、国民からの税によって賄うのが原則である。戦前においては戦争遂行のために赤字国債が大量に発行され、その結果、戦後には財政破綻の危機がもたらされた。そのこともあって1947年に公布された財政法では財政規律を厳格に遵守することを国に義務付け、赤字国債の発行を禁じていたはずである。

財政法は戦時財政の破綻を総括し、日本国憲法下の国家財政のあり方を基礎づけ、統制する基本法である。同法4条は「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と規定し、赤字国債の発行を原則、禁止している。しかし、1975年度の補正予算において赤字国債が発行され、その後も年度ごとの特例法によってその都度、容認されて今や国債の発行なしには国家財政は成り立たないのが現状である。

そして、毎年の赤字国債の発行によって国と地方を合わせて累積した公的債務は1000兆円を超え、GDPに対する債務残高の比率は先進国の中では突出した「借金大国」となっている。また、毎年の予算における国債の利払い費の割合も

高いことも財政硬直化をもたらしている。財政破綻の危機の中でこの借金の問題をどこまでも国会の裁量に委ねてよいのだろうか。その点、ドイツ憲法109条3項は原則として国債の発行を禁じ、憲法上の縛りをかけていることが参考になる。

しかし、このことに関して政府のみに責任を負わせるのも躊躇される。なぜなら国家財政の基本は税にあるとはいえ、国民の意識は明らかに税負担を嫌う傾向があり、租税への忌避、「租税抵抗」の強い国であるからである。しかし、「租税抵抗」の国民の意識にもかかわらず国民の租税負担の実際は異なり、2011年の租税負担率についてみると「日本は16.8%と世界で最も租税負担の小さな国の一つである。同年のOECD平均は25%程度であった」ことを注視すべきである。

結局、国民の「租税抵抗を回避するために税収依存度を切り下げていった結果、日本の租税国家は債務に塗れ、破綻寸前である」ということになる。このことは国民の政治意識(とりわけ公共性の意識)の問題であるとともに国民から付託を受けた国会の政治判断(選挙民・支持者におもねる国会議員)の問題でもある。それゆえに最高裁の判決のように税のあり方を国会の政策的、技術的判断にのみ委ねて良いのか疑問とせざるをえないのである。

第二に、支出面に関しては、財政内容の不透明性の問題がある。国家の予算には一般会計と特別会計があり(財政法13条)、前者は国家の一般的経費にあてるものであるが、後者は特定の事業や特定の資金の運用、更には特定の収入を特定の支出にあてるものである。一般会計の内容についてはマスコミによって大きく報道されるが、特別会計の方は社会の注目を浴びず、使途内容についても長い間、疑問がもたれてきた。特定の事業への支出に限定されることから不要不急の事業が行われたり、剰余金が会計内部に蓄積されたりした(ただ、2007年の「特別会計に関する法律」によって一応の改善はなされた)。

また、「財政投融資計画」は予算案と同時に策定されるが、税金ではなく有償性の資金を原資として政府が公企業や私企業などに対して行う金融機能である点で国家財政上、特別な位置にある。これらについて多くは特別会計として計上されているが、「財政投融資計画」について政府の説明が透明性のあるものか、国会で十分議論されたのかが問題なのである。

財政の憲法的統制に最も重要なことは国民の財政に対する関心である。財政 法40条で内閣は歳入歳出決算を翌年度の通常国会において提出することを求め、 46条で内閣は予算が成立した時は予算、決算、公債、国有財産の現在高等について「印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない」とし て国民への報告を義務付けていることをもっと注目しなければならない。

### (二)福祉国家と財政

### ①福祉国家と格差社会の現状

わが国が福祉国家を目指しており、明治憲法に比べれば生存権をはじめ多くの社会権が日本国憲法にはじめて規定されていることは大きな進歩である。そして、実際に生活保護制度の確立、国民全員が加入を義務付けられる年金、保険(国民皆年金・国民皆保険)等の社会保障の各制度も整備され、国民年金法では明確に生存権の理念に基づく、と明示されている。しかし、実際には近年、改めて貧困化、「格差社会」の深刻化の現実が指摘され、福祉国家の理念が揺らいでいる。

佐藤幸治は福祉国家の憲法上の基盤である生存権は本来、不確定的なものではなく、法律の具体化が必要であり国家の義務であること、国家が法律を制定しない場合は、立法不作為として国家賠償の対象となることを述べ、生存権は財政に対して憲法的統制の根拠となりうることを示唆している。しかし、このような憲法理念とは異なり、国家財政の現実はそれに相反するものとなっていることが問題なのである。

かつてわが国は「一億総中流社会」ともいわれ、格差の少ない社会であるとされてきたが、現状は大きく異なる。格差を表す指標であるジニ係数を見ると日本はイギリス、アメリカよりは格差は少ないが、ヨーロッパ各国よりも大きく、しかも格差は拡大している。格差の拡大は貧困問題を露呈させるが、相対的貧困率についてみると確実に貧困化は一層、進行している。また、貯蓄のない人は70年代から80年代後半にかけて5パーセント程度あったが2005年には22.8パーセントにも達している。

しかも、貧困化は世代を継承することが指摘され、近年、こどもの貧困の問

題が取り上げられているが、こどもたちは経済的貧困に苦しむだけでなく家庭の貧困がもたらす文化的、教育的環境の劣化によって将来に対する「希望喪失」的状況に陥っている。貧困化の問題は単に経済格差の問題にとどまらず、経済効率の低下、人材の有効性の低下、犯罪の増加、社会の負担増、貧富の差による倫理性の喪失等の問題を引き起こす可能性がある。

ところで、貧困化への対策としては社会保障だけでなく労働者の雇用保障も重要かつ不可欠である。福祉とは生活保障であり、生活保障は社会保険と公的扶助などの「社会保障」と雇用の創出・拡大を実現する「雇用保障」の二つからなるとされている。しかし、石油ショック以降、日本の企業が非正規の労働者の数を拡大させてきたことも貧困化を促進し、非正規の労働者の全労働者に占める割合は既に30パーセントを超えているという異常さである。

このような労働の非正規化が正規の労働者との収入格差を生んできたのであるが、社会保障は収入格差がもたらす貧困化に対する対症療法ともいえる。それゆえに雇用保障に目を向けなければ貧困化への根本的解決にはなりえないのである。ところが、政府は企業側の要請に応じてか「労働の自由化」の名の下に雇用の流動化に熱心な一方で労働者の立場を考慮しての雇用の保障、最低賃金のアップの問題にはあまり積極的ではない。

福祉国家を憲法上根拠づけるのは25条から28条までの社会権である。しかし、 憲法学においてはともすると社会権が個々別々に議論、解釈されることが多く、 また、国家からの自由を重視し、27条の具体的内容に触れないような議論もあっ た。憲法学においても「格差社会」の現状認識を深めるとともに生活保障の観 点から27条、28条の雇用保障と25条の社会保障を関連づけながら総合的に解釈 していく必要があり、その要となるのが福祉国家、人間の尊厳の理念である。

### ②福祉国家における税制のあり方

福祉国家の理念の下で「格差社会」を解消するための財政措置として、まず 収入の問題である税制のあり方を検討する。憲法では税制について何ら特定す ることなく最高裁も税制のあり方は原則、立法裁量の問題であるとしている。 しかし、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と いう生存権規定を考慮するならば、単なる立法裁量の問題ではなく福祉国家の 税制として望ましい方向性が考えられるのではないだろうか。

本来、税制の役割として「所得再配分」の機能がある。税には個人所得税、 法人税、固定資産税、相続税、消費税などがあるが、所得再配分の機能の問題 として個人所得税が重要であり、その問題を取り上げる。現行の個人所得税制 は累進課税であり、単純化していえば所得の上昇に応じて課される税率も上が る制度である。累進課税制は所得再配分の機能を持ち、豊かな人々が貧しい人々 のためにより重い税負担をする意味で国民の連帯性をもたらすとされている。

累進課税については「形式的平等よりも実質的平等を重視したもので、憲法が要求する応能負担原則にふさわしい税率と一般に解されている」との見解は福祉国家の税制のありかたとしては同感できる。ところが、戦後、個人所得税の累進課税の最高税率はかつての70パーセントから50パーセントへと引き下げられ、更には37パーセントへと変更されてきたという経緯がある。(ただ2015年には再び45パーセントに引き上げられているが、ともかくこれまでの税制は財政の所得再配分の機能に逆行しないか疑問である)。

他方、個人所得税に対する減税の一方で新たに消費税が課せられるようになった。しかし、消費税は所得再配分の機能を持たないどころか低所得者ほど所得に占める税負担の割合が高くなるという「逆進性」の機能を持つ。財政危機の現実からいえば消費税の導入自体はやむを得ない面があるともいえるが、それは個人所得税の「累進課税」の強化を前提とした上でのことではないだろうか。

このようにわが国の個人所得税の税制においては所得再配分の機能が低下しているが、資産課税についても同様な問題がある。これはトマ・ピケティが『21世紀の資本』で取り上げ、世界的に話題となったことがらである。彼は「資本収益率が産出と所得の成長率を上回るときー中略ー資本主義は自動的に、恣意的で持続不可能な格差を生みだし、それが民主主義社会の基盤となる能力主義的な価値観を大幅に衰退させる」としている。

彼の理論を要約すれば、資本とは不動産や金融資産等を意味し、所得とは労働所得を示すものである。そして、資本の収益率の伸びが労働所得の上昇率を上回ると格差を生み出すとしており、その結果、個人の能力ではなく資産によって評価されるような価値観を生み、平等を基礎とする民主主義社会の存立を脅かしかねないと警告しているのである。

このような資本がもたらす格差拡大への対応策としては、たとえば、相続財産に対する課税の強化が考えられる。しかし、その他にも現状では資本(金融資産等)に対する課税は、低率でなおかつ労働所得とは切り離された「分離課税」となっていることが問題である。「分離課税」の他にも「申告不要制度」がある。これでは個人の所得全体の把握が不可能であり、資本に対する低率の課税という結果をもたらしており所得再配分のためには「総合課税」への転換が必要である。

税制の問題は単なる財政バランスの問題としてではなくどのような理念の下で個別の制度を確立していくかが重要である。ピケティも「課税は技術的な問題ではない。それは何よりも政治哲学的な問題であり、あらゆる政治課題の中で最も重要なものとすら言える」として政治哲学の重要性を指摘する。そして、福祉国家(彼は社会国家として表現)と税制の関係性について「累進課税は社会国家のきわめて重要な構成要素だ。累進課税は社会国家の発達と、20世紀の格差構造変化の中心的役割を果たしたし、将来にわたって社会国家の存続を確保するためにも重要であり続ける」とも述べる。

やはり日本国憲法の下においては税制の問題は単なる財政政策、立法政策の問題ではなく、福祉国家の理念を基盤に貧困の解消を目指した所得再配分を優先的な軸に考え議論すべきである。確かに福祉国家の理念から直接的に帰結される税制があるとは断定できないが、少なくとも福祉国家の理念に結びつけた議論の必要性はいえるのではないか。その意味で税法学において憲法を軸とした租税法学、『租税憲法学』という言葉も理解できるのである。

# ③福祉国家と財政支出の問題点

次に貧困解消のための財政支出の問題に目を向ける。国家の財政状況の深刻化に加えて高齢化社会の進行に伴い社会保障費は毎年、増大している。たとえば、2010年の国家の一般歳出に占める社会保障費の割合は51パーセントにも達し、政府は財政状況の改善の対象として社会保障費の削減に目を向け、利用者負担の増加や給付水準の引き下げを実施し始めた。しかし、わが国の政府による社会保障費の国民一人当たりの支出は欧米先進国と比較すると最低水準にあることに目を向けなければならない。

にもかかわらず国民年金、厚生年金ともに保険料が引き上げられている。そして、給付についていえば老齢基礎年金だけでは生活保護の生活扶助額を下回っている現状があり、「生活保護水準を目安に、基礎年金の給付水準の違憲性を論証することも可能となろう」との意見もある。そもそも血縁共同体、地域共同体の絆が失われつつある今日、それを国家による公共サービスによって補完せざるをえない現実がある。

確かに財政危機の中では社会保障費の見直し自体は否定できないが、国政全般の行政改革の一環として行うべきものである。他に経費削減のための行政改革が必要な分野があるにもかかわらず業界の圧力のなく、政治的発信力が弱い社会的弱者が対象となる社会保障の分野に集中的に支出の削減が及んでいるとしたら福祉国家の理念に反する不公平、不公正極まりない話である。

財政支出に関しては総花的な経費の積みあげではなく福祉国家の理念に基づき優先順位を考えるべきである。もちろん、社会保障に関わる無駄、不正の支出は止めるべきであっても生活、生命に直接、関わる社会保障は人間の尊厳を守るために必要不可欠であり、経済政策一般より優先順位を高く置く必要がある。もし、それでも財政状況が許さないとしたら行政上の経費削減とともに「人々に政策の信を問い、真っ向から増税政策を検討すべき」である。

財政一般に関してR.マスグレイヴは「資源配分の調整」、「所得の再配分」、「経済の安定」の三つの機能があるとしている。社会保障に関して政府の負担を軽減するために「小さな政府」を志向する見解があるが、先に述べた国民一人当たりの政府支出だけでなく政府の支出の対GDP比もヨーロッパ諸国に比較して少ないことを見れば国家財政の機能は十分に働いているとは思えない。

# ④財政と会計検査院の役割

ところで、日本国憲法は明治憲法と同様に会計検査院を設置して財政一般に 関する検査の任務を規定している。会計検査院の制度についてこれまであまり 注目されてこなかったが、今日、財政立憲主義に関して財政の適正化に対する 役割に期待すべきものがある。日本国憲法90条1項では「国の収入支出の決算 は、すべて会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告と ともに、これを国会に提出しなければならない」と規定する。毎年度、会計検 査院は不当、不正の支出について指摘し、是正を促している。

会計検査院はいわゆる独立行政委員会であり、内閣から独立した機関である (会計検査院法1条)。それゆえに政府の財政支出について専門機関として中立 的に精査できるはずである。しかし、行政の明らかな不当、不正な支出を指摘 できてもそれ以上に踏み込んで業務内容の妥当性までは切り込めないのが現状 である。そこで業務内容の精査については会計検査院の単独の任務というより は政治機関であり、国政調査権を有する国会との連携が必要である。

会計検査院法20条2項は「会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を 監督し、その適正を期し、かつ是正を図る」とする。ここで「常時」であるこ とは年度末の報告だけではなく日常的に財政支出に関わる活動に踏み込むこと ができる。そして、25条では会計検査院は常時又は臨時に職員を派遣して実地 検査をすることができ、実地検査を受けるものは応じる義務を有するとされて いる。

更には35条で会計検査院は利害関係人から審査の要求があった時はこれを審査し、その結果、是正を要するものがあると認められる時は判定結果を主務官庁に通知しなければならないとし、続く36条でも会計検査院は検査の結果、改善の必要があると認める時は主務官庁に意見を表示し、改善の処置を要求することができるとしていることを見れば、国家の財政活動の適正化について会計検査院の役割は大いに期待したいところである。

しかし、先に述べたように会計検査院の活動が会計監査の域を出ず、業務内容の監査の域まで立ち入っていないという批判がある。業務内容の監査の域にまで関与するためには国会との連携が必要であるが、既に国会法の改正によって衆議院に「決算行政監視委員会」が設置され、参議院に「行政監視委員会」が設置されている。更に財政法30条により各議院、各議院の委員会も会計検査院に対する検査要請権が認められ、これまで以上に会計検査院と国会の協力関係が可能となったのであれば、その活用が望まれるのである。

### (三) 国民主権と財政、社会福祉

### ①権利としての社会福祉

立憲主義の歴史を顧みれば国民主権と税の問題とは密接に関係してきた。イギリスの議会は国民主権の意識の高まりとともに国王による課税への抵抗の問題を中心に発展してきた。アメリカの独立革命においても「ボストン茶会事件」での「代表なくして課税なし」の言葉にも見られるように税の問題は国民代表の議会の同意に関わるものであった。それゆえに税制は単なる個別の税の問題ではなく国民主権の根幹にかかわるものであった。

それゆえに生存配慮についても国家による上からの恩恵ではなく下からの国 民の権利として構成されることが必要である。福祉国家は「市民自らの要求を 統治・政策に反映することが制度的に担保されている政治体制、すなわち民主 主義的政治体制においてのみである」ということになり、生存配慮は単なる財 政資源の再分配としてではなく人間(個人)の尊厳を基盤とする権利保障に基 づくものあり、国民主権の発動ではなくてはならないのである。

その意味で「福祉国家から福祉ガヴァナンスへ」という主張は国家による上からの給付としての生活保障ではなく国民主権の下、国民が多様な形で参加し、生活保障そのものを具体的に形成するあり方を求めるものであって注目される。 具体的には公共サービスの担い手を公的機関にのみ委ねるのではなくNPOなどの非営利組織にも委託することなども要請される。

また、社会保障法における人間が論じられる中で1990年後半以降、社会保障構造改革が本格化し、社会保障法の捉え方も変化している。それまで社会福祉サービスの提供に際しては行政庁主導による「措置」が主流であったのが、サービス提供者と利用者の「契約」関係になってきた、とされているからである。この「措置から契約へ」の流れは社会保障における国民主権の具体的行使、国民の主体性を確立する点で評価されるべきものがある。

ところで、税金の問題にせよ、財政支出の問題についてもどこまで憲法上の 人権規定から直接的に統制が及ぶものであるか確定的なことはいえない。たと えば、消費税は低所得者の最低生活費に負担を負わせる危険があり、適切な措 置を採らない限り違憲の恐れがあるという意見もあるが、この場合の「適切な 措置」とは実際には立法、行政機関の裁量に委ねられることが多く、裁判上、 違法性、違憲性を根拠づけるのは容易ではない。

### ②財政の司法的統制

これまで財政に対する様々な司法的統制が試みられてきたが、たとえば、軍事費の支出をめぐる訴訟では裁判所は司法的統制の可能性を認めてこなかった。これらの訴訟では原告は特定の軍事費の支出分の税負担削減を求めたが、裁判所は「所得税の賦課、徴収自体は税収の個別具体的使途と無関係でこれから独立したものである」として特定の支出とそれに関連する税負担の削減については消極的な態度を示したのである。

このように裁判所は国費の支出と税の賦課徴収とは根拠が異なるという伝統的な理解に立っている。また、財政学においても「統一性の原則」の下、特定の収入と特定の支出を結びつけることには否定的である。要するに特定の軍事費の支出について国民が違法性ありと受けとめたとしても軍事費支出と結び付けて税負担の軽減を求めるような司法的統制は難しいということである。

三木義一も軍事費支出をめぐる裁判例を検討する中で法律上の地位、権利の問題と軍事費支出とを関連づけるのは困難であるとする。「財政支出に対する司法的救済の可能性を阻んでいる中心的論点は、財政支出そのものは何らかの具体的人権侵害には直接にはつながらず、納税者・国民の財政支出に対する不満は政治過程で解決すべきものである」、とする。

これらの訴訟では原告は「平和的生存権」や「納税者基本権」を根拠に国家の財政支出の違法性を問うたのであるが裁判所の判断はこの点で消極的であった。これらの権利が主観的権利として訴訟を提起しうるような具体的権利性を有したものか、もしくは訴訟要件を満たしうるものかについては判例だけでなく学説においても否定的な意見が多い。

ただ、三木義一はこの点について「納税者基本権」などを強調しなくても財政の司法的統制は可能であり、国民が負担する租税は憲法の枠内で支出することが前提であり、その枠外やそれに反した支出は権利侵害の可能性があるゆえた。支出の差し止め、事後の無効判決は困難であるが損害賠償請求は可能である。としてこのような形での財政に対する司法的統制の余地を認めている。

では「平和的生存権」や「納税者基本権」よりは権利性が認められている生存権に関して財政の司法的統制は可能であるのか、これまで中心的課題となってきたのは生存権の法的性格の問題であった。そして、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説の競合の中で抽象的権利説が通説的地位を占めてきた。ただ、抽象的権利説においても生存権の具体化には国家に依る制度形成が不可欠であり、立法裁量、行政裁量を否定できない面がある。

そこで生存権を主観的権利として軸に据えて権利内容をいかに具体化しようとして司法的統制を求めてもその限界性を否定できない。そこで今後の一つの限界性打開策としてドイツ公法学のように憲法における人権規定を主観的権利と客観的法の「二重の性格」を有するものとして理解し、生存権の主観的権利としての限界を踏まえ、客観的法の観点からの司法的統制を考えることも必要である。

たとえば、生存権について一応、第一次的には立法裁量、行政裁量を認めた上で司法が客観法の観点からその濫用を統制することである。これまでも最高裁は行政裁量を認めた「朝日訴訟」でも、立法裁量を確認した「堀木訴訟」でも裁量権の限界を超えた場合、又は濫用した場合は違法な行為として司法審査の対象となるとしてきたことを踏まえるならば、生存権の客観的法の側面から立法、行政裁量に対する司法的統制の可能性も考えられる。

要するに裁判所が主観的権利としての生存権の具体的形成に関して第一次的に全面的に判断を担うのではなく客観的法としての生存権を根拠として審査密度を高め、第二次的に立法、行政が行った行為(裁量)に対する審査という形での統制を行うことが求められるのである。この場合、司法が行政、立法の判断に対して緩やかな審査を行う「裁量権濫用審査」、逆に厳格な審査をする「裁量判断代置の手法」も必ずしも妥当とはいえない。

そこで行政裁量、立法裁量の行使の際に「考慮すべき事項」を適正に考慮されたか判断過程が裁判所によって審査される手法が考えられるのである。そして、その場合、平等原則や比例原則も適用される可能性があるので判断過程、判断手続きだけでなく実体的内容も審査を受けることになる。これは「裁量判断過程統制の手法」と呼ばれるものであり、今後大いに検討に値する。

以上の議論は権利(法益)侵害を根拠とした主観訴訟による財政の司法的統

制の問題であるが、その他に地方自治法に定める住民訴訟のような客観訴訟を 国政レベルでの実現を求める意見もある。客観訴訟は新たな法律による設定が 必要であるが、住民訴訟と同じく主観訴訟における権利、利益侵害の要件は必 要なくなる。その点で(住民ではなく)国民の提訴が容易になる利点がある。

#### ③「国民訴訟法案」

この点については日本弁護士連合会が2005年に発表した「公金検査請求訴訟制度の提言」が具体的かつ詳細であり、関心がもたれる。同提言では「国民訴訟法案」とも呼ばれる具体的法制度が提示されているが、同法案1条は目的として、公務員等による違法な行為により財産上の損失を被ることを防止するために国民にそれらの行為を防止し是正を図る権利を認める、としている。

ここで国民自らがイニシアティブをとって公金およびそれに関わる行政の不適切な行為を是正する権利を認め、そこから会計検査院、裁判所に働きかけるものであり、国民主権の下の財政立憲主義にかなうものである。具体的には国民の行為は二つのステージに分けられる。第一のステージでは国民は違法な財産上の行為の証拠を示す書面を添えて会計検査院に監査の請求をすることができるとされている(同法案3条、以下同じ)。

会計検査院は請求があった場合は事案に関わる調査を義務付けられている(4条)。そして、会計検査院は違法な財務行為があった場合には関係者に対して必要な是正措置を講ずべきこと命じなければならないとしている(8条)のである。このように同法案は地方自治法の住民訴訟と同じく訴訟の前に独立行政委員会である会計検査院の判断・決定を必要とする点では「措置請求前置主義」を採っているといえよう。

第二ステージでは国民からの請求に対して会計検査院が勧告措置をとらなかった場合、または国等が勧告措置に対して十分な対応をしなかった場合には国民は国などを被告として必要な措置を取るように請求する訴訟を提起することができるとされている(10条)。このように本法案は地方自治法の規定する地方自治体の財政に対する住民による統制から国家・国民レベルへの拡大であり、それゆえに「国民訴訟法案」とされるのである。

この「国民訴訟法案」における第一ステージの会計検査院の検査・是正勧告

に役割については国民の財政問題に対する是正、監督の意識、国政への積極的な参加を前提とする有意義なものがあり、本法案の内容は今後の立法政策の問題として考慮に値する。このような内容が実現すれば憲法に規定された会計検査院の役割もより具体化され、活性化されることは間違いないし、国民の主権者としての意識も高まる。

その上で、第二ステージの妥当性の問題である。主観的要件を問わず会計検査院に検査を求めることはともかくその後の訴訟までも認めることが妥当なのかである。現状では確かに国会の財政に対する統制の意欲・努力のなさはあるにしても国会の財政監査能力の向上、また、国会と会計検査院との協力関係の深化を経ずに裁判所に過度な期待を求めすぎているように思えてならない。

むしろ、これまでのよう既存の個別具体的な問題についての主観訴訟の中で 司法的統制を考えた方が妥当と思われる。重要なのは司法への過度な依存では なく、この「国民訴訟法案」の解説でも強調しているように主権者としての国 民の権利意識の高揚と財政に対する関心の高まりである。そして、それに基づ いた各国家機関の財政適正化の実現への努力、国会、会計検査院、裁判所の「協 力」というよりはそれらの間の「政治的緊張」の中で実現されることであり、 それに向けての制度的設計こそ必要である。

#### 4国家像について

財政の問題を考える場合、前提として国家像のあり方が問われなくてはならない。たとえば、国家像について国家からの自由を憲法理念の中心軸に据えれば「国家悪」という位置づけにならざるをえない。しかし、人が自然的自由ではなく、社会的関係の中での自由を享受しようとすれば国家内の存在であり、国家の存在を否定できない。財政の問題は国家内の存在である国民が現実の国家運営のためには税負担を自覚することから始まる。

日本国憲法の納税の「義務」の規定に対しては国民の権利保障という近代立 憲主義の趣旨に反するとの批判がある。しかし、イタリア憲法53条は、担税能 力に応じて公共の費用を負担する義務を課し、租税体系は累進制に基づくと規 定している。また、近代立憲主義の源流とされるフランス人権宣言13条の行政 の支出等のためには共同の租税が不可欠であり、能力に応じて分担しなければ ならない、との規定は近代立憲主義に反するといえるのか。

確かに明治憲法下のように臣民として当然の義務とされるような税の観念は 払拭されなければならない。他方、国民主権の日本国憲法の下において税の問題を忌避することは妥当とはいえない。この点、これまで憲法学が憲法上の人 権保障の実質化のためにどこから税金を徴収し、それをどこに使うのかという 税財政の問題について消極的態度をとっていたという批判も首首できる。

国家像の基礎づけの一つとされる社会契約論一般が歴史的事実に裏づけられたものであるかは今日では疑わしいとされるが、アメリカ建国初期においてニュー・イングランドの共同体では「あらゆる種類の司政官たちを任命し、自らに課税し、租税を自らに割当て、徴収する」とされていた歴史的事実がある。共同体を形成し公共性がある社会を構成しようとすれば税負担は避けられないのである。

ところで、税の負担の問題に関連して言えば、社会権の保障だけが国家の財政的負担を必要とするわけではない。自由権は国家からの自由という思想ではあるが、現実的にはその自由を保障するための警察、裁判所等のコストが生じ、税負担、財政的負担があることを認めざるをえない。このような現実を見据えれば「国家悪」といっても意味がないし、むしろ国家財政を含めて最適な形での国民による「国家の統制」を考えざるをえない。

「国際社会調査プログラム」によれば日本の国民は北欧諸国に比較して政府への信頼度が低いとされているが、そのような態度は建設的ではないのであって、逆に信頼しうる国家を創るための国民の規範創造的、能動的な態度こそが求められている。その意味で税の支払いについても国家によって「奪われている」という受動的な姿勢ではなく国家の主権者として税を含めて財政運営の問題を能動的に検討すべきなのである。

もっとも、国家の存在を認めることは国民生活において国家の統制をまるごと受け容れることではない。ケルゼンがいうように「人間はその全体として、心身の生活の全機能・全側面が社会共同体に帰属するのではなく」、「国家秩序が把握するのは、個人生活の特定の側面にすぎない」、言い換えれば、個人の尊重、「方法としての個人主義」を確認しながら限定された国家機能を国家像として捉え、その財政機能を国民が憲法的に統制しようとすることが本稿の課題で

ある。

先に税制について国民に「租税抵抗」の意識があるとしたが、財政破綻という危機に対して「この『共同の困難』に対応した『公共的な政府』」確立の必要があり、国民も公共性の意識を持ち、福祉国家の理念に共感して他者の「痛み」を共有することが求められる。そして「他者への信頼の高い社会において、人々は他者の生活を支える財源調達に合意しやすくなる」のである。

要するに国家を忌避するのではなく、また、現実には公共性が不十分かもしれないが、真の公共性たりうる国家を国民が能動的に創っていくことが重要である。福祉国家に関してどうしても払拭できないことは国家による上からの「恩恵的」な給付というイメージがあることである。しかし、社会権と自由権を異質なものとしてとらえるのではなく両者の相互関連性を理解すべきである。

重要なのは国家像の前提として「自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現」である。ここで公共性を具現化する国家とは漠然とした共同性の無前提的・抽象的な自然的国家(「美しい日本」)ではなく、また、権力、権威が強調された国家ではありえない。むしろ、個人の自律性を前提として現実の格差社会を見据え貧困の解消など具体的問題の解決と人間の尊厳という共同性を目指す国家をいうのである。

確かに「他者への信頼の高い社会」は現実の存在ではないし、実際には資本の自由化、グローバリゼイションの中で憲法25条の生存権、28条の労働基本権の保障がもたらした蓄積が押し流されようとしている。これらの社会権を包括する福祉国家は日本国憲法の理念であり、公共性を希求する規範性を有し、憲法下に生きる我々国民はその実現の使命を負っていると捉えるべきである。

# 総 括

財政立憲主義の下、福祉国家という真の公共性を確立するためには三つの要素が重要である。まず、一つには「公開性」である。公共性とは、公権力の行使や公益目的だけを指すものではなく、公権力の実態の情報が国民に対して開かれること、「公開性」を含むものである。そのためには国民が国家についての情報を知る必要があるが、財政法46条は、政府は財政に関する一般の事項につ

いて国民に報告しなければならないとして「公開性」を規定している。

国家財政の不透明性の現状に対して、情報のより一層の公開とともに政府は 税負担について国民が納得しうる詳細な事実の提示と合理的な理由づけが求め られる。そのことによって国民の「租税抵抗」ではなく「租税同意」がえられ るはずである。それゆえに形式的な情報の開示にとどまることなく「予算の内 容をわかりやすく、納税者の視点に立って分析し、解説する報道」が求められ る。

しかし、日本の予算の説明はOECDの主要国の中でもっとも不透明であるとの指摘がある。今後、政府は抽象的、一般的な財政逼迫のアピールではなく現状の具体的かつ詳細な「公開性」の努力が一層、要請される。財政問題に限らず公権力を有する者は権力行使の内容(この場合、国民の自由や財産を侵害する狭い意味ではなく、国民に利益の付与をもたらす行為も含めて広い意味)について公的な説明責任を負うという原則が課せられていると捉えるべきである。そして、二つには国民の参加である。国民主権を実質化するためには国民が財政問題はもとより政治一般にも関心を持つべきであり、政治過程に参加することが求められる。確かに国民の税金の問題に関する関心は低いが税金問題も含めて国民が政治に無関心であればあるほど政治権力者の怠慢をもたらすものである。イギリス、アメリカにおける国民主権の確立の歴史において税金に対する国民の反発、抵抗が大きな契機となったことを忘れてはならない。

ただ、その場合必要なのは国民の公共性の意識である。かつて政党の中には 一方で理念として反国家権力、増税反対を掲げながら他方では個々の政策にお いては社会保障の拡充を要求する傾向があり、税負担の議論を避けるようなこ とが多々あったが、これでは公共性の意識が欠如しているといわざるをえない。 国民は現実には国家内の存在であり、公共的存在であることを自覚し、税負担 を覚悟することも国民の参加の意味にふくまれる。

この点に関して社会保障学においても「給付の前提となる拠出ないし負担の側面も併せた論議が不可避の状況に立ち至っている。そうした中にあって、社会保障学の側でも、拠出ないし負担面を見据えた議論の展開が重要な理論的課題である」とされている。この負担面は国民の公共性の意識が欠如すれば単なる「強制」に終わってしまうゆえに憲法的理念に裏付けられた国民の公共性へ

の関与、「規範創造的」自由として政治参加、積極的自由が必要である。

三つには立憲主義を核とする議論の必要性である。「憲法二十五条をめぐる問題は、巨視的にいえば、わが国経済体制や社会経済政策実現の可否等をもふまえた、憲法各条にわたる、憲法構造全体の視座から把握する姿勢が肝要ではないか」との指摘がある。要するに日本国憲法に準拠して福祉国家の核となる理念とは何かを司法、立法、行政の各領域で議論することであり、国民的コンセンサスを形成することである。

憲法に依拠した政治・社会の構築こそが立憲主義の真髄であるが、今や「時代の変化」、「国際主義」の名の下に安易に憲法規範の政治・社会の変化の現実への妥協がなされ、また、国会の多数派による決定、形式的民主主義プロセスへの依拠の半面、憲法の理念への依拠の観念が薄れつつあることが懸念される。佐藤幸治は憲法とは単に統治機構に関するルールではなく「様々な社会的・私的諸活動を行う諸個人により構成される政治社会のあり方を視野に入れて理解されるべきもの」と指摘する。

これまでのように「財政民主主義」として国会の判断に全面的に委ねるのではなく財政の憲法的統制の問題として立法・行政・司法の担当者はこれまで以上に立憲主義の意識を強く持つことが要請される。そして、国民は主権者としての意識を持ち国会における議論の活性化を要求すべきである。また、司法的統制に過度に依存するのではなく会計検査院の役割の拡大等、様々な既存の制度の改革、新たな制度の構築を構想することが必要である。

#### 注

- 1)最高裁昭和47年11月22日大法廷判決、刑集26巻9号586頁。
- 2) 芹沢斉他編『新基本法コンメンタール・憲法』(日本評論社、2011年) 444 頁参照。
- 大石真『憲法講義 I』(有斐閣、2004年) 191頁。
- 4) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年) 526頁。
- 5) 拙稿「『憲法義解』を読む」創価法学44巻2号(2014年)3頁以下。
- 6) 伊藤博文(宮沢俊義校註)『憲法義解』(岩波書店、2007年) 49-52 頁参照。
- 7) 同51頁。
- 8) 芦部信喜·高橋和之補訂『憲法·第六版』(岩波書店2015年)360頁以下参照。
- 9) 最高裁昭和60年3月27日大法廷判決、民集39巻2号247頁。
- 10) 大石前掲191頁。

- 11) 同191-195頁。
- 12) 三木義一『日本の税金』(岩波書店、2003年) 30頁。
- 13) 同204頁。
- 14) 安念潤司他『論点・日本国憲法・第二版』(東京法令出版、2014年) 222頁
- 15) 佐藤滋/古市将人『租税抵抗の財政学』(岩波書店、2014年) vi 頁。
- 16) 同5頁。
- 17) 同34頁。
- 18) 前掲『論点・日本国憲法・第二版』244頁参照。
- 19) 池上岳彦編『現代財政を学ぶ』(有斐閣、2015年) 74頁。
- 20) 前掲『論点·日本国憲法·第二版』243頁参照。
- 21) 佐藤前掲366頁。
- 22) 朝日新聞2015年3月20日朝刊参照。
- 23) 橘木俊韶『格差社会』(岩波書店、2006年) 19頁。
- 24) 同133-134頁。
- 25) 宮本太郎『福祉政治』(有斐閣、2008年) 2-3頁。
- 26) 同118頁。
- 27) 朝日新聞2015年3月28日朝刊参照。
- 28) 三木前掲42頁。
- 29) 同43頁。
- 30) トマ・ピケティ (山形浩生他訳) 『21世紀の資本』(みすず書房、2015年) 2頁。
- 31) 前掲『和税抵抗の財政学』105頁参照。
- 32) ピケティ前掲514-515頁。
- 33) 同519頁。
- 34) 增田英敏『租税憲法学·第3版』(成文堂、2008年)
- 35) 前掲『租税抵抗の財政学』89頁参照。
- 36) 前掲『現代財政を学ぶ』226-229頁参照。
- 37) 前掲『論点・日本国憲法・第二版』162頁。
- 38) 前掲『租税抵抗の財政学』89頁。
- 39) 前掲『現代財政を学ぶ』11頁参照。
- 40) 同18-19頁参照。
- 41) 志賀櫻『タックス・イーター』(岩波書店、2014年) 182-183頁。
- 42) 同187-188頁参照。
- 43) 中村睦男『社会権法理の形成(オンデマンド版)』(有斐閣、2012年) 294頁以下。
- 44) 新川敏光『福祉国家変革の理路』(ミネルヴァ書房、2014年) 3頁。
- 45) 前掲『福祉政治』183-185頁。
- 46) 菊池馨実『社会保障法制の将来構想』(有斐閣、2010年) 56-57 頁参照。
- 47) 三木前掲202頁。
- 48) 中村芳昭「平和憲法と納税者訴訟」法律時報68巻2号22頁以下参照。
- 49) 同23頁。
- 50) 同24頁。

- 51) 前掲『現代財政を学ぶ』69頁。
- 52) 三木義一「国の財政支出とその司法コントロール」政策科学3-3, Feb.1996, 169頁。
- 53) 同176頁。
- 54) 同177-178頁参照。
- 55) 同178-179百参照。
- 56) 尾形健「生存権保障の現況」論究ジュリスト、2015年春号、90頁参照。 Konrad Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 18., ergänzte auflage, 1991, S. 118ff.
- 57) 最高裁昭和42年5月24日大法廷判決、民集21巻5号1043頁。
- 58) 最高裁昭和57年7月7日大法廷判決、民集36巻7号1235頁。
- 59) 曽我部真裕他編『憲法論点教室』(2013年、日本評論社) 40頁。その他同書 6、7(山 本龍彦担当) 参照。
- 60) 尾形健『福祉国家と憲法構造』(有斐閣、2011年) 156頁。
- 61) 日本弁護士連合会「公金検査請求訴訟制度の提言」、http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2005 41.pdf#search (2015年6月4日閲覧)
- 62) ハンス・ケルゼン (長尾龍一/植田俊太郎訳)『民主主義の本質と価値』(岩波書店、2015年) 16-17 頁参照。
- 63) 以上の規定については初宿正典/辻村みよ子編『新解説・世界憲法集・第2版』(三省 堂、2010年) 参照。
- 64) 三木義一『日本の納税者』(岩波書店、2015年) 26頁。
- 65) アレクシス・トクヴィル (井伊玄太郎訳)『アメリカの民主政治・上』 (講談社、1994年) 83百。
- 66) See Stephen Holmes/ Cass R.Sunstein, The Cost of Rights, 1999.
- 67) 前掲『現代財政を学ぶ』23頁参照
- 68) 三木前掲『日本の納税者』ii 頁。
- 69) ケルゼン前掲31頁。
- 70) 前掲『租税抵抗の財政学』34頁。
- 71) 同169頁。
- 72) 中村睦男前掲『社会権法理の形成』292頁。
- 73) 尾形前掲『福祉国家と憲法構造』108-109頁参照。
- 74) 樋口陽一『加藤周一と丸山真男』(平凡社、2014年) 107-108頁。
- 75) 三木前掲『日本の納税者』193頁。
- 76) 同193-194頁参照。
- 77) 菊池前掲『社会保障法制の将来構想』2頁。
- 78) 樋口前掲122頁。
- 79) 尾形前掲『福祉国家と憲法構造』11頁。
- 80) 佐藤幸治『立憲主義について』(左右社、2015年) 216頁。

#### 主要参考文献

安念潤司他『論点・日本国憲法・第二版』(東京法令出版、2014年)

池上岳彦編『現代財政を学ぶ』(有斐閣、2015年)

大石真『憲法講義 I』(有斐閣、2004年)

尾形健『福祉国家と憲法構造』(有斐閣、2011年)

菊池馨実『社会保障法制の将来構想』(有斐閣、2010年)

橘木俊詔『格差社会』(岩波書店、2006年)

佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)

同 『立憲主義について』(左右社、2015年)

佐藤滋/古市将人『租税抵抗の財政学』(岩波書店、2014年)

志賀櫻『タックス・イーター』(岩波書店、2014年)

トマ・ピケティ (山形浩生他訳)『21世紀の資本』(みすず書房、2015年)

三木義一『日本の税金』(岩波書店、2003年)

同 『日本の納税者』(岩波書店、2015年)